

社会福祉系大学院におけるカリキュラムと 教育システムのガイドライン

～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の深化～

2017年3月27日

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟
大学院委員会

【目次】

I章. 総論:ガイドラインの趣旨、めざすもの

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 福祉人材育成に関連する新しい動向と、人材育成のあり方に関する示唆
3. 新しいガイドラインに求められるもの

II章. 本ガイドラインの枠組み

1. 本ガイドラインの目的と育成をめざす主な教育対象層
2. 「学部教育」と「継続教育」の二段階の生涯教育アプローチ
3. 教育内容①：2006年ガイドラインから引き継ぐもの、新たに追加するもの
4. 教育内容②：教育課程類型を考慮した科目構成について
5. 生涯キャリア形成教育・継続教育における福祉系大学院教育の位置と役割

III章. 福祉系大学院教育において新たに(追加的に)考慮すべき科目・教育内容

1. 福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する科目の設定・位置づけ、教育内容
2. マクロ実践ソーシャルワークに関わる研究方法論の科目・教育内容
3. 高度専門職業人養成を並立したカリキュラムの再編～「ソーシャルワーク型」の教育
4. 総合相談支援システムの開発・整備に向けたカリキュラム編成
～隣接学問領域と接合し、特徴を活かした幅広い教育内容の必要性：「隣接複合型」の教育～
5. 国際化に関連した教育科目・教育内容

IV章. 新たな科目・教育内容の取り入れを考慮するための方法

V章. 多様な学習ニーズ、生涯キャリア形成に配慮した教育プログラム

VI章. 職能団体、福祉サービス提供団体や行政等との連携、生涯教育・実践研究の地域拠点化

VII章. おわりに

I 章. 総論: ガイドラインの趣旨、めざすもの

1. 本ガイドラインの位置づけ

- このガイドラインは、2006年に日本社会福祉教育学校連盟（以下連盟と略称）大学院教育検討委員会がまとめた「社会福祉系大学院博士前期課程・修士課程カリキュラムガイドライン^{*1}」（以下、2006年ガイドライン）を引き継ぎながら、こんにち国際的にも国内的にも福祉人材のあり方が活発に議論される中、「福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての社会福祉系大学院の役割」の観点から、2006年ガイドラインに引き続き大学院博士前期課程・修士課程を中心にした福祉系大学院教育のあり方を示すものである。
- 2006年ガイドラインは、日本の社会福祉系の大学院（以下、福祉系大学院）が1990年代後半以降に急増する中で多様化し、その教育・研究の水準を維持することに懸念が広がる中、策定された。このためこのガイドラインは、福祉系大学院が標準的に備えることが期待される、質の高い教育のカリキュラム指針を提示し、福祉系大学院の教育・研究水準の維持・向上をはかることを目的としていた。
- その後、「高度福祉専門職の養成」が社会的課題となり、**認定社会福祉士制度**が発足（2012年）するとともに、福祉系大学院に課せられた重要な課題になった。一方で全国的に福祉人材育成に対する社会的ニーズは高いものの、福祉系大学・大学院に入学し、学ぶことを希望する者の数が減少する中、福祉系大学院における魅力ある福祉人材育成のあり方を、改めて本格的に検討し、その指針を示す必要性が生じている。
- このような中、**日本学術会議・社会学委員会・社会福祉系大学院のあり方に関する分科会報告(2014)**は、福祉系大学院への社会からの潜在的需要に対して、高度職業人養成課程と研究者養成課程をどのように並立して社会の要請に応えるものにするかに関して提言をまとめた。また2014年に改正された**ソーシャルワークのグローバル定義**では、ソーシャルワークの任務に「社会変革と社会開発」を位置づけ、「社会的結束および人々のエンパワメントと解放」とともに、ソーシャルワークはそれらを「促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」として、その高度な専門性を提示した。さらに**厚生労働省(2015)**の「**誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**」（「**新福祉ビジョン**」）は、新しい地域包括支援体制を担う資質の高い、社会福祉士・精神保健福祉士というソーシャルワーク職種に限定しない、コーディネート力のある人材（コーディネート人材）の必要性を強調した。
- 以上の動向において、ソーシャルワーク人材に求められる資質・能力は、相談・援助、連絡調整などによって複合的な困難を抱える利用者に対し直接的に適切に関わるだけでは決して十分ではない。**地域社会に対する分析力やニーズに対して必要な社会資源を創造・開発したり、地域社会を変える等が可能になるように、マクロ実践ソーシャルワー**

*1 2006年ガイドラインは、①連盟大学院教育検討委員会が素案をまとめ、②全国社会福祉教育セミナー（2005年10月）分科会で意見交換を行い、③2006年1月にかけて会員校にパブリックコメントを実施した上で、2006年の理事会（5月）、通常総会（6月）の決議を経て機関決定された。

クの力量、実践研究力を備えることが強く求められている。

- これらを踏まえて、本ガイドラインでは、福祉系大学院が「福祉人材の生涯にわたるキャリア形成の拠点」として、全国の福祉人材にとって魅力ある、実践力と実践研究力を育む大学院教育を提供し、社会からの期待に応え得る力量ある人材育成を行うことができる教育カリキュラムのあり方・教育システムのあり方に関する指針を提示する。
- このガイドラインは、カリキュラムの教育課程、科目編成のみに限定せず、一定の教育目標に合わせた教育内容と学習支援体制を総合的に編成することを期して、「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン」という名称とした。なお、本ガイドライン作成に当たっては、2014年度に実施した福祉系大学院教育の現状把握のためのアンケート調査結果や大学院委員会委員の所属大学のカリキュラムの振り返りの結果の分析、さらには全国社会福祉教育セミナー分科会(2016年10月)における討議、および全国の会員校の意見集約を行った。

2. 福祉人材育成に関連する新しい動向と、人材育成のあり方に関する示唆

- 近年、国内外の福祉施策やソーシャルワークに関連する文書において、福祉人材育成のあり方に関する重要な示唆や指摘が提起されている。
- 2014年のソーシャルワークグローバル定義では、ソーシャルワークの中核的な任務の1つに「社会変革と社会開発」を明確に位置づけた。「社会変革と社会開発」は主にマクロ実践ソーシャルワークが対応する課題であり、ソーシャルワーカーには、「社会変革と社会開発」のために有効で確かな専門的方法論を身に付ける教育が特に福祉系大学院では求められる。それは同時に福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する実践アプローチ、研究アプローチとなる。
- 日本学術会議報告書(2014)は、社会福祉学の基礎教育を基盤に、高度専門職業人養成を中核としつつ、研究者養成との統合をめざしたカリキュラム構成に再編成する必要性を指摘し、それには社会福祉制度・政策分野とソーシャルワーク分野を統合した研究・教育テーマの設定が重要であると指摘する。
- また厚生労働省(2015)「新福祉ビジョン」においては、新しい地域包括支援体制を担う人材、コーディネーター人材は、「複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行い、「複合化・困難化した課題に対し(中略)地域の実情に応じて、分野横断的に福祉サービスを提供」できることが期待されている。これは、厚生労働省(2016)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の議論に引き継がれている。これらの議論から、多分野が連携していく中でソーシャルワークの専門性を発揮すると共に、専門性を発揮するための研究や実践の発展が求められている。
- 上記の福祉人材に求められる力量・能力は、学部や養成校の社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育だけでは身に付けることは難しい。ソーシャルワーカーの生涯にわたる資質の向上、中でもマクロ実践ソーシャルワークの力量向上は不可欠であり、福祉系大学院が果たす役割は大きい。
- 特にソーシャルワークリサーチ・研究方法論、「プログラム開発と評価」の方法論を身に付けた「実践的研究者」あるいは「研究的実践家」の養成、マネジメント力やソーシャ

ルワーク・スーパービジョンを含む人材育成能力などを有する高度専門職人養成を合わせて行うことのできる福祉系大学院は重要な位置にある。

3. 新しいガイドラインに求められるもの

以上を踏まえて、本ガイドラインに求められる方向性として、以下の5点を抽出した。

(1)マクロ実践ソーシャルワークに関わる実践方法論、研究方法論に関する教育の充実

日本学術会議報告書(2014)では、社会福祉制度・政策分野とソーシャルワーク分野を統合した研究・教育テーマの設定が重要と指摘。カリキュラムとして、利用者・支援者・専門職の協働型プログラム評価や科学的根拠にもとづく実践プログラム(EBP)の推進が必要となる。さらに、厚生労働省「新福祉ビジョン」では、地域社会に対する分析力やニーズに対して必要な社会資源を創造・開発したり、地域を変えるなどマクロ実践ソーシャルワークの力量、実践研究力を有する人材を求める。

(2)高度職業人養成と研究者養成を並立したカリキュラムの構成

このガイドラインで主に取り上げる福祉系大学院の博士前期課程・修士課程では、特に実践力を育む教育の一貫として、「実践的研究者」あるいは「研究的実践家」を養成するカリキュラムが重視される。

(3)隣接学問領域と組み合わせそれぞれの長を活かしたカリキュラム編成

日本学術会議報告書(2014)は、福祉系大学院の多様化に対応し隣接学問領域と組み合わせた研究科・専攻についてその長を活かしたカリキュラム編成が求められるとする。カリキュラムとしては、専門職連携教育(IPE)や利用者・支援者・専門職の協働型プログラム評価や科学的根拠にもとづく実践プログラム(EBP)の推進を必要とした。

(4)福祉人材の多様なキャリアパス、生涯キャリア形成に配慮した教育プログラム

日本学術会議報告書(2014)では、福祉人材の多様なキャリアパス、留学生等に対応した福祉系大学大学院の教育体制整備の必要性を提示。多様な学習形態として、通学全日制のほか、通学昼夜、通学夜間、通信制などの重要性を指摘している。

(5)職能団体やサービス事業所団体等と連携し、生涯教育・実践研究の地域拠点になること

文部科学省中央教育審議会大学院分科会(2015)「未来を牽引する大学院教育改革」において「産学官民の連携と社会人の学び直しの促進」が提言されるように、高度専門職業人養成に当たって、社会福祉専門職能団体や福祉サービス事業団体などと協働することが要請されている。特に認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の養成は連携して取り組むことが必要となる。福祉系大学院は、社会人リカレント教育の地域拠点、実証・実践研究の拠点となる使命を持つ。

II 章. 本ガイドラインの枠組み

1. 本ガイドラインの目的と育成をめざす主な教育対象層

○これまで述べたとおり、本ガイドラインは全国の福祉系大学院が「福祉人材の生涯にわたるキャリア形成の拠点」となること、そのために福祉系大学院が魅力ある教育・研究を行い、社会からの期待に応じて力量ある福祉人材を輩出できる大学院となるための教育

の指針を示すことを目的としている。

- この目的から明らかなように、本ガイドラインが育成をめざす主な人材の対象層は生涯キャリア形成教育・継続教育の中で育成される力量ある福祉人材に、特に焦点を当てる。
- 生涯キャリア形成教育の中で育成される福祉人材は、「実践に基づいた専門職」(IASSW & IFSW, 2014)として、一定期間福祉の実践現場で活動し、「複合化・困難化した福祉課題」や「制度の狭間問題」などに向き合い、「ニーズに対して必要な社会資源を創造・開発」するアプローチなど問題解決のための諸活動に関与して、その中で多くの困難に対して苦闘する経験を積んだ「福祉人材」、あるいはこのような活動に関心をもつ人材が主な教育の対象層となる(実践に基づく専門職群^{*)}。
- これらの「福祉人材」としては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する福祉専門職が期待される(ソーシャルワーク専門職群:SW専門職群)。しかし一方で、必ずしも所持資格だけに対象を限定はしない。看護師・保健師やリハビリテーション職種、臨床心理士などの他職種(他職種専門職群)、さらには専門資格は持たないが、同様の経験や関心を有する人材(専門性を高めたい社会人や、他の学問領域から社会福祉学に視野を広げたい社会人、定年退職後に学び直したいシニア層など)も含まれる(社会キャリア有・福祉未経験群)。これらの多様なキャリアパスを有する人材に対する福祉系大学院における教育のあり方を提示することが本ガイドラインに求められる主要な役割である。そのあり方については、Ⅲ章・Ⅳ章を基盤にしながら、Ⅴ章にも提示する。
- 一方で、大学の福祉系学部・学科で学んだ後に直ちに福祉系大学院に進学する人材(進学生1群)、あるいは福祉系大学以外を卒業して直ちに進学する人材(進学生2群)、さらには海外からの留学生(留学生等群)等に対する大学院教育は、実践に基づく専門職群と共通して、実践と研究が一体になった教育を提供する必要がある(Ⅴ章)。
- 他方、これら進学生留学生等群には、研究者養成教育のニーズが少なからずある。これらの人材に対しては、研究者としての資質を向上させる研究方法論の十分な教育が必要になる(Ⅴ章)。これら各群への大学院教育カリキュラムと教育体制のあり方については、生涯キャリア形成教育・継続教育による「力量ある福祉人材の育成」を主眼とする本ガイドラインにおいて、十分に展開することができないが、その概要はⅤ章に示す。

2. 「学部教育」と「継続教育」の二段階の生涯教育アプローチ

- 本ガイドラインの目的である「福祉人材の生涯にわたるキャリア形成教育」を進めるに当たり、福祉系大学の学部教育(含・養成校教育)においても「福祉人材の継続教育」の進め方を念頭においた教育を行うことが必要である。すなわち、「学部教育を中心とした福祉人材養成教育」(以下「学部等福祉人材教育」)と「福祉人材継続教育」の二段階によって、体系的な福祉人材の養成教育を行う必要がある。その二段階のアプローチは、可能なかぎり有機的・連続的に行うことを考慮する必要がある。
- 学部教育にベースがある多くの福祉系大学院の教員は、大学院での「福祉人材継続教育」

*2 「実践に基づく専門職群」とは、「SW 専門職群」および「他職種専門職群」、さらには対人専門資格を持たない実践経験を積んだ人材を含む。

に対する関与を考慮して、可能なかぎり「学部等福祉人材教育」の段階から、大学院教育・「福祉人材継続教育」の進め方を念頭においた教育を行うことが望まれる。

- 「学部等福祉人材教育」においては、福祉課題(福祉ニーズ)の中に既存福祉制度・サービスでは対応困難な「複合化・困難化した課題」(「制度の狭間」等の課題)が数多く常態的に存在することなどの理解を促し、その上で課題解決に必要な専門知識・技術・価値(マクロ実践ソーシャルワーク等)を、大学院教育・「福祉人材継続教育」と連動させた(大学院生の活用等)リアリティのある教育を行い、学部等学生に身に付けさせる配慮が求められる。
- そのための教育方法は、福祉系大学院教員が学内外のFDで共有することが望まれる。

3. 教育内容①: 2006年ガイドラインから引き継ぐもの、新たに追加するもの

- 2006年ガイドラインでは、福祉系大学院の教育課程類型を、①従来型、②ソーシャルワーク型、③隣接複合型に分類し、それぞれのカリキュラムガイドラインを検討した。その結果、2006年時点で福祉系大学院では、最も一般的で、他の類型にとっても標準的な位置にある「従来型」のガイドラインを作成し、公表した。
- 本ガイドラインにおいても、福祉系大学院教育の標準はこの「従来型」にあると位置づける。他の類型、すなわち②ソーシャルワーク型、③隣接複合型においても、2006年ガイドラインの「従来型」の科目構成を、カリキュラムの共通基盤に据える。
- その科目構成は、5群からなる科目群、すなわち「A群: 共通基礎科目」「B群: レベル別科目」「C群: 俯瞰型科目」「D群: 修士論文」「E群: 実習」であり、本ガイドラインでも踏襲する。
- 以上の科目群のうち、福祉系大学院としての標準カリキュラムの必修科目は、「A群: 共通基礎科目」と「D群: 修士論文」とする。
- まず「A群: 共通基礎科目」では、必修科目として「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「社会福祉理論・学説史研究」「ソーシャルワークリサーチ・研究方法論」を位置づけた(表1参照)。これら科目は、本ガイドラインにおいて新たに追加を考慮すべき重要な教育内容(Ⅲ章)を多く含む。この点は次章(Ⅲ章-1、Ⅲ章-2)で詳述する。なお「社会福祉原論」と「社会福祉理論・学説史研究」は、各大学院の実情を考慮して、社会福祉学の理論研究を行う上で求められる諸理論・分析法に関する講義ないし演習として一体的に科目構成し、1つの科目にできる。
- いま一つの必修科目として「D群: 修士論文」を位置づける。ただし「高度職業人養成課程」に求められる修士論文のあり方は、「研究者養成課程」のそれとは異なる。これらの点については改めて次章(Ⅲ章-3)で述べる。
- 本ガイドラインでは、「E群: 実習」は、各大学院の状況に応じて必修の要否を判断するものとする(2006年ガイドラインでは必修)。ただし特に②ソーシャルワーク型においては、スーパービジョン教育を含めて、大学院教育の基軸は実習に置くことが望まれる。
- ところで、2006年ガイドラインの「B群: レベル別科目(ソーシャルワークのミクロ・メゾ・マクロレベル別科目)」と、「C群: 俯瞰型科目(従来の制度・分野別、直接援助技術論等の枠組みにとらわれない科目やそれぞれの専門領域にブリッジを架ける科目)」は、本ガイドラインでも選択科目とし、各大学の特色を活かして自由に配置する。

表1 2006年ガイドラインにおける「A群：共通基礎科目」

社会福祉原論：

学部レベルにおける概論的原論を指さず、社会福祉成立の歴史的認識を含め、社会福祉学が学として成立している根拠をはじめ、思想、理念、歴史、諸理論、比較体制論、社会福祉政策、運営管理等について大学院レベルで講ずべき高度な内容を含む

ソーシャルワーク論：

学部レベルにおける概論的ソーシャルワーク論ではなく、理論・価値・方法論・方法レパートリーに関して大学院レベルにおいて講ずべき理論的内容を含む

社会福祉理論・学説史研究：

「社会福祉原論」に対応し、社会福祉学の理論研究を行う上で求められる諸理論・分析法・研究法について講義ないし演習を行い、大学院レベルにおける社会福祉研究方法論の基礎とする

ソーシャルワークリサーチ・研究方法論：

「ソーシャルワーク論」に対応し、ソーシャルワークリサーチ、社会福祉調査研究法などの実証的・実践的研究方法論について講義ないし演習を行う

(出所) 日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会(2006)
「社会福祉系大学院博士前期課程・修士課程カリキュラムガイドライン」(一部加筆)

- 「**B群：レベル別科目**」は、2006年ガイドラインでは、「マイクロ・メゾ・マクロそれぞれのレベルにおいて著しく偏ることなく、適切に科目群が配置されることが必要である」とした。また、「B群におけるマイクロ・メゾ・マクロの区分けのなかでそれぞれの科目をマイクロ・メゾ・マクロのどの部分に位置づけるかは、それぞれの大学院が主体的に創意工夫して配列を行うことが適切である」とした。
- 以上に加えて、本ガイドラインでは、後述するように、**B群のレベル別科目**については、**①福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する課題、マイクロ・メゾ・マクロを横断的・有機的に結び付ける課題**に対応する必要があるとする(Ⅲ章-1、Ⅲ章-2)。また一方で、**②認定社会福祉士の研修科目など、高度福祉専門職養成の観点から重要な科目が含まれているため、より実践的な配慮を行う(Ⅲ章-3)**。これらの点を含めて**B群科目**の位置づけは後ほど詳しく提示する。
- また、「**C群：俯瞰型科目**」については本ガイドラインでも選択科目とし、「隣接複合型」の科目群(多職種連携、地域包括ケア・総合相談支援など)、「国際関連」の科目群(多文化ソーシャルワーク、アジア社会福祉の教育・研究など)を設定した(表2参照)。

4. 教育内容②：教育課程類型を考慮した科目構成について

- 2006年ガイドラインでは、福祉系大学院の教育課程類型を、**①従来型**のほか、**②ソーシャルワーク型**、**③隣接複合型**に分類した。本ガイドラインでは、前節で述べたように、福祉系大学院の標準カリキュラムの基本は「従来型」に置く。その上で、上述のように

表2 社会福祉系大学院におけるカリキュラムガイドラインの枠組み

| | |
|---|--|
| <p>A群《共通基礎科目》 従来型、SW型、隣接複合型共通</p> | <p>◆社会福祉原論（思想・歴史・比較研究・制度設計） ◆社会福祉理論・学説史研究 ◆ソーシャルワーク論（理論・価値・方法論・方法レパートリー） ※ソーシャルワーク実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する基盤的科目として位置づけを明確にして、その教育内容、教育方法を発展させ共有化する必要 ◆ソーシャルワークリサーチ・研究方法論 ※ソーシャルワーク実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋するための基盤的科目として、その位置づけを明確にし、教育内容・教育方法を見直すと共に発展させ、強化する ※力量ある実践研究者、研究的実践家の育成のために、次の科目や教育要素を取り入れることが望まれる。(a)参加型アクションリサーチ、地域を基盤とする参加型リサーチ（CBPR）、(b)プログラム開発と評価の研究的方法論、(c)エビデンスに基づく実践（EBP）の開発、形成評価、実施・普及の研究的方法論、(d)実践家・当事者参加型エンパワメント評価の方法論</p> |
| <p>B群 《レベル別科目（SWのミクロ・メゾ・マクロレベル別科目）》</p> | <p style="text-align: center;">ミクロ ⇄ メゾ ⇄ マクロ</p> <p style="text-align: center;">◎メゾ領域の科目、ケアマネジメント／ケースマネジメント論、地域福祉計画方法論、地域福祉論、社会福祉経営論・福祉開発論、NPO法人論などに対して、SW実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する科目としての位置づけを明確に付与</p> <p>◎分野専門別科目（「高齢」「障害」「こども・家庭」「医療」「地域社会・多文化」等の各分野科目）においてミクロレベル・個人レベルのニーズや実践に根ざしたSW実践を、マクロ領域のSW実践にどのように反映させ、それを福祉制度・施策、政策へと架橋するののかに関する観点を重視して、その教育内容・教育方法を発展させ、共有化する</p> <p>【ソーシャルワーク型（SW型）】 ◎「B群：レベル別科目」は、高度専門職業人養成のために、福祉人材がより高い資質と力量（含・実践研究力）を身に付けることができるよう教育内容、教育方法を発展させ、共有化する必要。 ◎高度専門職業人養成のための科目を、認定社会福祉士制度の認証科目に位置づけることができる。認定社会福祉士制度におけるSWスーパービジョンを、福祉系大学院の高度専門職業人養成の一環として取り組むことも考慮できる</p> |
| <p>C群《俯瞰型科目》</p> | <p>【隣接複合型】 ◎各大学院の特徴を活かし隣接領域と接合した、以下の科目の教育内容を、演習をも含めて取り入れることが考慮できる ・多職種連携（Inter-Professional Work:IPW）講義、演習 ・地域包括ケア・総合相談支援に関する講義、演習 ・多職種連携・関係機関のネットワーク構築を重視した講義、演習</p> <p>《国際関連科目》 ◎現代社会のグローバル化の中、福祉系大学院の教育においても国際化・グローバル化に対応した教育科目・教育内容を強化することが求められる。中でも、多文化ソーシャルワーク、アジア社会福祉の教育・研究は重要 ◎環境・開発とソーシャルワーク、災害ソーシャルワーク、宗教とソーシャルワークなど</p> <p>《他の例示》 ◎社会福祉倫理、社会保障法等関係法、権利擁護関係法、生活環境論、福祉工学、福祉情報論、情報処理方法、生涯福祉論、環境福祉論、ジェンダー福祉（2006年ガイドライン他より）</p> |
| <p>D群《修士論文》</p> | <p>◆修士論文：個別研究指導、組織的集会的指導 ◎SW型では、修士論文に相当する実践研究報告を選択しても良い ◎研究倫理についての教育</p> |
| <p>E群《実習》</p> | <p>《例示》 ◎実地研究指導、社会福祉フィールドワーク、援助事例分析、地域事例分析、政策事例研究、経営事例分析、スーパービジョン（2006年ガイドラインより）</p> |

「従来型」の各科目には新たに追加して考慮すべき重要な教育内容が含まれており、それら教育内容をそれぞれの科目に追加する必要性を指摘する(Ⅲ章-1、Ⅲ章-2)。

- さらに、「②ソーシャルワーク型」については、新ガイドラインに期待される「(2)高度職業人養成と研究者養成を並立したカリキュラムの構成」(Ⅰ章-3)に対応させて提示する(Ⅲ章-3)。また「③隣接複合型」は、「(3)隣接学問領域と組み合わせそれぞれの長を活かしたカリキュラム編成」と位置づけて、その内容を示す(Ⅲ章-4)。ただし、これら両型のカリキュラムの基本は「①従来型」にあることは前述のとおりである。
- 以上の内容およびⅢ章の枠組みと概要は、表2に整理して示した。なお新ガイドラインに求められる(Ⅰ章-3)「(4)福祉人材の多様なキャリアパス、生涯キャリア形成に配慮した教育プログラム」はⅤ章に、「(5)職能団体やサービス事業所団体等と連携し、生涯教育・実践研究の地域拠点になること」はⅥ章に提示する。

5. 生涯キャリア形成教育・継続教育における福祉系大学院教育の位置と役割

- 社会から期待される、力量ある福祉人材を育成するための生涯キャリア形成教育・継続教育は、福祉系大学院のみの役割ではない。福祉職能団体や福祉サービス提供団体における役割も大きい。さらに2012年に創設された認定社会福祉士制度は、分野・領域や教育機関横断的な教育機能を果たしうる存在として重要である。
- 一方、福祉系大学院における学びは、福祉職能団体や福祉サービス提供団体における教育機会の提供に比較して年限が限られており、その教育期間も短い(2年、3年など)。
- このように大学院における学びが年限が限られていることを踏まえながら、福祉系大学院の「強み」をより十分に発揮する教育を提供する必要がある。それは一つに、Ⅲ章で述べるように、①福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する科目の体系的な教育、さらにはマクロ実践ソーシャルワークを含む科学的な研究方法論の教育である。またいま一つにⅥ章で述べるように、②職能団体・福祉サービス提供団体との連携による生涯教育・実践研究の地域拠点となることである。
- 特に福祉系大学院の②生涯教育・実践研究の地域拠点化については、職能団体や福祉サービス提供団体が行う生涯教育・継続教育と協働して、教育コンテンツの情報提供、講師の派遣等に協力する役割を担うと共に、認定社会福祉士の養成については地域圏域におけるコーディネート機能を果たす必要がある(Ⅵ章参照)。
- ところで、福祉系大学院の博士後期課程は、力量ある福祉人材の一類型である福祉実践研究者を育成するに当たって重要な役割を果たす。本ガイドラインは、大学院博士前期課程・修士課程を中心とした大学院教育のあり方を主に示すものであり、博士後期課程の教育については十分には言及しない。しかし力量ある福祉人材を育成する生涯キャリア形成教育・継続教育の延長線上に、福祉系大学院博士後期課程の教育を位置づけることが重要である。

Ⅲ章. 福祉系大学院教育において新たに(追加的に)考慮すべき科目・教育内容

1. 福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する科目の設定・位置づけ、教育内容

- 2006年ガイドラインの「A群:共通基礎科目」として示された、①社会福祉原論(思想・歴史・比較研究・制度設計)、②ソーシャルワーク論、③社会福祉理論・学説史研究、④ソーシャルワークリサーチ・研究方法論【次項:Ⅲ章2で主に提示】は、福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する基盤的科目として位置づけを明確にして、その教育内容、教育方法を発展させ、共有化する必要がある。
- そのためまず、①社会福祉原論(思想・歴史・比較研究・制度設計)、および③社会福祉理論・学説史研究においては、現代社会における福祉問題の解決・改善にどのように貢献できるかという観点から、ミクロレベル・個人レベルのニーズや実践を、制度・施策、政策化する理論化の方法を教授する教育内容・教育方法を発展させ、共有化する必要がある。
- ②ソーシャルワーク論は、ミクロレベルのソーシャルワーク理論に加えてマクロ実践ソーシャルワークを体系的・有機的に教授してソーシャルワークのジェネラリスト育成の基幹的総論科目として明確に位置づける必要がある。同時に、ミクロレベル・個人レベルの実践を、マクロ領域(含・メゾ領域)のソーシャルワーク実践に反映させ、それを福祉制度・施策、政策へと架橋する視点を、②ソーシャルワーク論においても重視する必要がある。たとえば既存制度では満たされないニーズをもつ個別ケースに対する「ケースアドボカシー」を積み上げ、実践現場に共通する課題への問題解決アプローチである「コーズアドボカシー」や「システムアドボカシー」へと導くソーシャルワークアドボカシー論は重要である。また以下に述べるメゾ領域におけるアプローチ、そしてソーシャルワークリサーチ、エビデンスに基づく実践(EBP)論、プログラム開発と評価の方法論は、②ソーシャルワーク論において改めてこの視点から明確に位置づける必要がある。
- 「B群:レベル別科目」については、特にメゾ領域の実践課題であるケアマネジメント/ケースマネジメント論、地域福祉計画方法論、地域福祉論、社会福祉経営論・福祉開発論、NPO法人論などにおいて、福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する科目としての位置づけを明確に付与して、教育内容・教育方法を発展させ、共有化する必要がある。たとえば、利用者ニーズに合致した有効な実践レベルの支援方法をメゾレベル(組織レベル)で共有化・体系化し、有効な支援方法を日常的に実践現場で情報・意見交換して、より良い支援方法を模索する「学習する組織」の構築に関わる組織マネジメント論や人材育成論の教育などである。
- なお、現在多くの福祉系大学院において設定されている、**分野専門別科目**(「高齢」「障害」「こども・家庭」「医療」「地域社会・多文化」等の各分野科目)においても、ミクロレベル・個人レベルのニーズや実践に根ざしたソーシャルワーク実践を、マクロ領域のソーシャルワーク実践にどのように反映させ、それを福祉制度・施策、政策へと架橋するのかの観点を重視して、その教育内容・教育方法を発展させ、共有化する必要がある。
- さらに、「C群:俯瞰型科目」についても上記の位置づけを重視する必要がある。
- 上記の教育方法としてクリティカル・シンキングを身に付ける教育方法の開発が求められる。

2. マクロ実践ソーシャルワークに関わる研究方法論の科目・教育内容

- 2006年ガイドラインにおける「A群：共通基礎科目」の「④ソーシャルワークリサーチ・研究方法論」を、福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋するための基盤的科目としてその位置づけを明確にし、教育内容・教育方法を見直すとともに発展させ、強化する。
- ソーシャルワークリサーチ・研究方法論として、社会福祉問題のニーズ分析、問題の構造的分析、それらを踏まえた有効な福祉支援方法の開発、有効性の検証、より有効な支援方法の開発、実施・普及の推進に資する研究方法論を教授するための教育内容、教育方法を発展させ、共有化する必要がある。
- 社会福祉問題におけるニーズ分析においては、現状の分析・ニーズ分析のみに留めるのでは十分ではない。問題解決に必要な効果的支援・介入方法の開発を志向する研究に位置づける必要がある。その上で（それに基づいて）形成された支援・介入法については、その有効性をプログラム評価の手法を用いて科学的に検証する必要がある。さらに支援・介入方法をより効果的なものへと改善・形成すること、その上で構築されたエビデンスに基づく実践（EBP）など有効な支援・介入方法をより有効なものへと発展させて、全国各地域に実施・普及させ、より普遍的な取り組み、制度・施策へと進展させることが必要である。そのための教育のあり方を深化させて共有化することが求められる。
- 福祉系大学院の研究方法論科目の中には、力量ある「実践的研究者」あるいは「研究的実践家」の育成のために、次の科目や教育要素を取り入れることが望まれる。すなわち、(a)参加型アクションリサーチ、地域を基盤とする参加型リサーチ(CBPR)、(b)プログラム開発と評価の研究方法論、(c)エビデンスに基づく実践(EBP)の開発、形成評価、実施・普及の研究方法論、(d)これら両者を包含する実践家・当事者参画型エンパワメント評価の方法論である。特にプログラム開発と評価の方法論の習得は、当事者のニーズと制度・サービスを繋ぎ、ニーズに合致した有効な支援制度・サービスを提供することを使命とするソーシャルワークにとっては、実践研究の方法論としてのみならず実践のアプローチ法としても重要である。
- 研究方法論科目の中には、研究倫理に関する教育内容を含める必要がある。修士論文・博士論文に関わる研究の遂行・執筆・公表に関わる事項はもちろん、研究を行う者の基礎的な資質として、研究職へつながるキャリア教育の一環として、こんにち求められる研究倫理を十分に教授しなければならない。これに関連して、学位論文研究の実施に当たっては、必要に応じて大学等が行う研究倫理審査の受審を推奨する必要がある。

3. 高度専門職業人養成を並立したカリキュラムの再編～「ソーシャルワーク型」の教育

- 本ガイドラインでは、高度専門職業人養成のための福祉系大学院教育(②ソーシャルワーク型)に対しても、「①従来型」と同じ枠組み(表2)をカリキュラム構成の基盤に据える。これに基づいて「A群：共通基礎科目」と「D群：修士論文」は必修とする。
- 「A群：共通基礎科目」の授業設定に当たっては、既に述べたように(Ⅲ章-1)、現代社会における福祉問題の解決・改善への貢献という観点から、ミクロレベル・個人レベルのニーズや実践を制度・施策、政策へと結び付けるための理論化の方法論を教授する。
- 「従来型」においては選択科目である「B群：レベル別科目(ソーシャルワークのミク

ロ・メゾ・マクロレベル別科目)」は、「②ソーシャルワーク型」では特に重要である。これら科目は、高度専門職業人養成のために、福祉人材がより高い資質と力量（含・実践研究力）を身に付けることができるよう教育内容、教育方法を発展させ、共有化する必要がある。

- その教育方法は、講義と演習形式を組み合わせで行う。各自の経験知を俎上に載せて対象化し、省察(リフレクション)するとともに、他者と比較した自職場分析を通して、現場を変革する解決構築の方法論を共有する。演習形式で、相互批判的なグループコンサルテーション、スーパービジョンを行うことが有効であろう(大島・古屋、2016)。この場合、自職場におけるアクションリサーチ的な実践は、ソーシャルワーク型における「E群:実習」として位置づけることもできる。
- 認定社会福祉士制度は、福祉人材のキャリアパス形成に関わる継続教育において、より有効に機能することが求められる。そのため福祉系大学院科目(②ソーシャルワーク型)を、認定社会福祉士の認証科目に位置づけることができる。その場合大学院科目として、より魅力的な教育内容を付加することにより、認定社会福祉士への動機付けを促すことが望まれる。また認定社会福祉士制度におけるソーシャルワーク・スーパービジョンを、福祉系大学院の高度専門職業人養成の一環として取り組むことも考慮できる。
- 本ガイドラインでは「D群:修士論文」を必修とするが、高度専門職業人養成のための福祉系大学院教育(②ソーシャルワーク型)では、修士論文に相当する実践研究報告を選択しても良い。自職場の経験に基づく科学的な実践報告、事例報告、介入評価事例報告、科学的な実践報告・事例報告を行うことは、実践家としても学びが大きい。また自職場の経験をより研究的な位置づけでまとめる場合には、シングルシステムデザイン、実践家参画型・協働型プログラム開発と評価、参加型アクションリサーチ、地域を基盤とする参加型リサーチ(CBPR)の積極的な位置づけと活用を行うことができる。このような実践的研究法の学習を通して、「実践的研究者」あるいは「研究的実践家」としての力量を身に付ける。

4. 総合相談支援システムの開発・整備に向けたカリキュラム編成～隣接学問領域と接合し、特徴を活かした幅広い教育内容の必要性:「隣接複合型」の教育～

- これまで日本の公的な福祉サービスは、児童・障害者・高齢者といった対象者ごとの縦割りの制度に基づいて提供されて来た。しかし人口減少・超高齢社会の到来により、複合化するニーズが増大するとともに、地域社会の生活環境の基盤そのものの持続可能性の危機が言われている。
- 複数の隣接学問領域が協働し取り組むべき代表的な課題として、地域包括ケアシステムの構築(保健・医療、住宅、交通等との協働)、子どもの貧困問題(教育、心理、住宅等との協働)、障害者の就労支援(労働、保健・医療、住宅、交通等との協働)などがあげられる。政府においても、地域力の強化、また満たされないニーズ(unmet needs)や「制度の狭間問題」等、制度が対象にできていない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組みや総合的な福祉人材の育成などに向けた改革に向けた検討を加速化している

(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について、2016年7月)

- これまで福祉系の学部や大学院においては、従来型の児童・障害者・高齢者という属性別の科目編成が一般的に行われて来たが、今後ますます重要となる社会的ニーズに対して、「③隣接複合型」の教育として、隣接領域が協働して十分に対応できる教育内容を提供することが求められる。
- これからの総合相談支援システムの整備・開発に向けた大学院教育のあり方としては、「③隣接複合型」の教育として、保健・医療・看護、心理、教育、労働、住宅、地域づくり等の「隣接領域との接合」を活かした幅広い教育を行うことが、時代のニーズに沿う人材育成につながる。
- そのためにも、各専門職の専門性の多様な価値観や知識・技術がある中で、ソーシャルワーク実践・研究方法論の中に、クライアント中心アプローチの視点を明確に位置づけ、そのアプローチ法を活用する必要がある。さらに、それに基づき多職種連携アプローチにおける合意形成を図るための実践的方法論、および研究的方法論を身に付けることが求められる。クライアントが望むゴール設定と、合意形成の方法（コーディネート）を身に着けること（実践レベル）、および当事者参画型・実践家参画型で必要な支援施策、プログラムを開発する研究方法論（研究レベル）を身に付けることができるよう教育内容、教育方法を発展させ、共有する必要がある。
- Ⅲ章-1で述べたように、「A群：共通基礎科目」の授業設定に当たっては、地域の福祉問題の解決・改善にどのように貢献できるかという観点から、ミクロレベルのニーズに根ざしたソーシャルワーク実践を、マクロ領域の社会プログラムやシステムの開発や整備にどのように反映させ、福祉制度・施策、政策へと架橋するのかを重視し、教授することが求められる。そのためには、隣接する学問領域も共有しうるエビデンスに基づく新たな実践（EBP等）やプログラムを開発・評価する知識や方法の教授が欠かせない。
- 各大学院の特徴を活かし隣接領域と接合した、以下の科目の教育内容を、演習をも含めて取り入れることが考慮できる。
 - ・多職種連携(Inter-Professional Work: IPW)講義、演習
 - ・地域包括ケア・総合相談支援に関する講義、演習
 - ・多職種連携・関係機関のネットワーク構築を重視した講義、演習（コミュニティソーシャルワークなど）
- 福祉系大学院には他の専門領域から社会福祉に視野を広げるために入学する社会人等が少なからずいる。社会福祉をともに学ぶ講義・演習を共有し、その共通の基盤を持ちながらも、これまでソーシャルワークとは価値を異にする経験を有した人たちが、時に専門職としてのアイデンティティを賭したクリティカルな討議を展開することで、相互に切磋琢磨する貴重な経験をもつことができる(大島・古屋,2016)。このような学生を受け入れるための基盤整備が必要になるが、有意義な講義・演習を行う可能性が広がるであろう。
- このような科目の設置と、さらなる教育方法の充実を図ることにより、今後急速に高まる総合相談支援システムの整備・開発に向けた高度専門職人材の養成が可能になる。

5. 国際化に関連した教育科目・教育内容

- 現代社会のグローバル化の中、福祉系大学院の教育においても国際化・グローバル化に対応した教育科目・教育内容を強化することが求められる。同時にグローバルな取り組みをローカルな実践の中に取り入れる教育（いわゆる「グローバル」実践の教育）も求められる。これらの中でも、多文化ソーシャルワーク、アジア社会福祉の教育・研究は重要である。多文化ソーシャルワークは、国内外を問わず、多様性に対応できるソーシャルワークについて学ぶ貴重な機会を提供する。さらに多様性に関しては宗教的な多様性を考慮した、宗教に関わるソーシャルワークをも含む必要がある。
- アジア地域における社会福祉・ソーシャルワークの実践・教育・研究は、こんにち急速に発展しており、アジアからの留学生も増えている。このような状況の中、2004年に策定されたソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードに対応した、アジア地域におけるソーシャルワーク専門教育の標準化を見越して、「学部等福祉人材教育」と「福祉人材継続教育」を関連させて福祉人材育成を行うことが望まれる。福祉系大学院においても、こんにち日本の大学院で学ぶアジア地域からの留学生のニーズに良く配慮して教育プログラムの構築を行う必要がある。
- アジア社会福祉に関する実践的研究は、日本の福祉系大学院に留学経験をもつアジア地域各国の大学院修了生等と連携して展開することが期待される。たとえば、アジア・太平洋地域は自然災害が多い地域であることを鑑み、災害ソーシャルワークに関する研究を共同で展開して、その知見を各国のソーシャルワーク実践・教育に反映することが求められる。さらに、これらの地域における環境・社会開発等の取り組みについても、実践的な経験に基づいて積極的に大学院教育の中に取り入れる必要がある。
- 国際的に共有化できる社会福祉・ソーシャルワークの実践・教育・研究の知見は、国際誌に積極的に公表することが望まれる。そのことを可能にする論文執筆をサポートする体制の整備も求められる。同時に、本ガイドラインで強調するエビデンスに基づく実践（EBP等）に関する教育は、エビデンスという世界各国、そして領域横断的な共通言語として日本の福祉系大学院教育の中に根づかせ、世界に向けて発信する基盤とすることが求められる。
- ソーシャルワークや社会福祉政策のグローバル化を進めることによって、大学院教育、さらには学部等福祉人材教育が、より魅力で学際的なものになることを共通認識にすることが必要であろう。

IV章. 新たな科目・教育内容の取り入れを考慮するための方法

- Ⅲ章で提示した科目や教育内容は、直ちに新たな科目として追加することが困難な場合が少なからずある。これに対して、上記の科目・教育内容の「教育要素」を各大学院の既存科目に可能なかぎり盛り込むよう考慮する（15 コマ中の1～3 コマなど）。そのためのカリキュラム見直しや検証作業を、福祉系大学院研究科・専攻・コースごとに行い、大学院全体で本ガイドラインを共有することが期待される。
- 新たに考慮すべき科目・教育内容に関しては、既存科目にどのように新しい教育内容を

盛り込む必要があるか、またそれが実施可能であるか、その教授法を含めて大学院担当教員が協働して学習できる機会を、学内外のFD（学外では社会福祉教育セミナー等）に設けることが期待される。

- 「A群：共通基礎科目」や「B群：レベル別科目」「C群：俯瞰型科目」の中に、福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋するための「教育要素」を位置づけることが重要であるが、その教育内容、教育方法については、今後、教育方法ガイドラインを作成して発展させる必要がある。またそのガイドラインの内容を学内外のFDなどで共有化することも重要である。既述のとおり、共通基礎科目②ソーシャルワーク論はソーシャルワークのジェネラリスト育成の基幹的総論科目として明確に位置づける必要がある（Ⅲ章-1）。また地域福祉・コミュニティソーシャルワークは、福祉実践分野と社会福祉制度・政策分野を架橋する多くの教育要素を含む。モデル的な教育内容・教育方法に関する指針を提示する必要がある。
- 同様に、研究方法論科目の中に、介入研究の方法論、プログラム開発と評価、科学的根拠にもとづく実践(EBP)などに関する教育内容と教育方法を取り入れるためのガイドラインを作成して、学内外のFDなどで共有化する必要がある。
- 大学院生を担当する指導教員は、学生の個別指導あるいは研究演習（ゼミ）の中で、新たに考慮すべき共通科目・教育内容に関するオリエンテーションを実施し、必要な履修指導を行うことが望まれる。

V章. 多様な学習ニーズ、生涯キャリア形成に配慮した教育プログラム

- 多くの福祉系大学院においては、福祉をめぐる厳しい社会環境等により、必ずしも入学定員を充足していない状況が続いている。今後、従来型の通学全日制のカリキュラムだけでは、定員を充足することは一層困難となることが予測される。その一方、人口減少・超高齢社会において複合的なニーズの増大や地域社会における生活環境の大きな変化に対応する高度な知識や技術を有する福祉人材の必要性は高まっている。
- 社会から期待される地域における福祉人材の需要に応えるためには、本ガイドラインに提示して来たように実践に基づく専門職群（Ⅱ章-1）に対する有効な大学院教育が求められる。実践に基づく専門職群として、具体的には学部卒業生など社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するソーシャルワーク専門職群（SW専門職群）、さらには看護師・保健師やリハビリテーション職種、臨床心理士などの他職種（他職種専門職群）、あるいは専門資格は持たないが同様の経験や関心を有する人材（社会キャリア有・福祉未経験群）、そしてソーシャルワーク資格を持たない福祉サービス提供団体の経営者（福祉経営者群）を含む人材が想定され、それぞれに対する生涯キャリア形成教育・継続教育が求められる。このうちSW専門職群以外の他職種専門職群、社会キャリア有・福祉未経験群、福祉経営者群等は、社会福祉学やソーシャルワークの知識・技術・価値を十分に習得していない場合があり、後述の通り大学院教育の中で配慮が必要となる（表3参照）。
- 一方で、大学学部・学科で学んだ後に直ちに進学する人材（進学生1群・2群）、あるいは中国・韓国を中心としたアジアからの留学生（留学生等群）など、各福祉系大学院はダ

表3 育成をめざす主な教育対象層

| |
|----------------------|
| 実践に基づく専門職群 |
| ソーシャルワーク専門職群(SW専門職群) |
| 他職種専門職群 |
| 社会キャリア有・福祉未経験群 |
| 福祉経営者群 |
| その他 |
| 進学生・留学生等群 |
| 進学生1群(福祉系学部・学科卒) |
| 進学生2群(福祉系学部・学科以外卒) |
| 留学生群 |
| その他群 |

イバーシティの視点に立ち、多様な人材層に対して、それぞれのキャリアパスの形成に有効な教育プログラムを提供することが問われている。

○大学の学部・学科で学んだ後に直ちに福祉系大学院に進学する人材や海外からの留学生（進学生・留学生等群）には、研究者養成教育のニーズが少なからずある。そのようなニーズに対しては、博士前期課程・修士課程のうちから、研究者としての資質向上をはかる教育を提供すると共に、必要に応じて大学院における5年一貫教育を方向付けることも求められている（日本学会議報告、2014）。

- 他方で同じく進学生・留学生等群に対しても、実践に基づく専門職群と同様に、実践と研究が一体になった教育を提供する必要がある。問題解決型の実践科学である社会福祉学・ソーシャルワークに求められる研究は、「複合化・困難化した福祉課題」や「制度の狭間問題」の解決、「ニーズに対して必要な社会資源を創造・開発」のためのアプローチが問われている。実践と研究が一体になった取組みが、実践に基づく専門職群を経由しない社会福祉学研究者に対しても同様に求められる。
- ・これと同じく進学生・留学生等群に対しては、実践研究方法論が実践的課題解決に大きな寄与をする有力な手立てとなることを、実践現場を体験する事前の段階から、より良く体得することは有意義であろう。さらには、満たされないニーズ(unmet needs)や「制度の狭間問題」などに取り組む意識の高い実践家と、大学院授業における実践研究等の機会を多く持つことが大きな魅力となる。進学生・留学生等群ではこれらの体験を活かして、大学院博士前期課程・修士課程修了後に実践現場等に就職し、有効な実践を展開する豊かな経験を積むことができるであろう。
- 一方で、社会福祉学やソーシャルワークの知識・技術・価値を十分には習得していない人材（福祉系大学以外を卒業した進学生2群、留学生等群に加えて、SW専門職群以外の実践に基づく専門職群など）に対しては、学部の社会福祉学の基礎科目（社会福祉概論・原論、ソーシャルワーク論など）を履修可能とするなど、入学者の実情に配慮した教育内容、教育体制が求められる。
- また留学生等群には、今後の留学生の増加やそれに伴う教育の質の維持・向上を図るためには、留学生の語学力の実状に配慮した科目やサポートセンターの設置、さらには、日本の社会福祉実践や政策を実践現場で経験する実習教育や生活上の支援を強化していく必要がある。
- 実践に基づく専門職群など多様な学習ニーズをもつ多くの受講生のために、大学院カリキュラムのみならず、通学手段などの地域的な背景や事情を考慮して、通学昼夜、通学夜間、通信制などの多様な形態の教育プログラムを提供することが求められる。その場

合 IT を活用した教育プログラムのさらなる開発と充実などを図る必要がある。

- 多様な学習ニーズをもつ人たちへの教育受け入れは、単なる入学定員の充足を図ることに力点が置かれるならば、いずれ教育の質の低下を招くことにつながる。入学者の背景と実状とニーズに沿った教育の質の水準の維持・向上が求められる。
- そのために、大学院で学ぶことを考慮する、優れた実践力のある福祉人材の輩出を喚起する取り組みが欠かせない。たとえば地方自治体や法人などと連携した福祉系専門職の多様なキャリアパスの形成への貢献、時代にニーズに即した研修プログラムや大学院における研究の地域へのフィードバックを強化することなどが求められる。
- 一方、福祉系大学院における認定社会福祉士の養成教育は、現状では十分な需要の広がりがあるとは言いがたい。今後、高度な福祉に関する知識と実践力を有する福祉人材に対する需要を地域社会において喚起する取り組みを拡大しなければ、福祉系大学院において、認定社会福祉士養成の需要は高まらないだろう。

VI章. 職能団体、福祉サービス提供団体や行政等との連携、 生涯教育・実践研究の地域拠点化

○全般的な位置付け:

- ・福祉系大学院は、職能団体や社会福祉法人など福祉サービス提供団体、行政などと連携して、地域圏域における福祉人材の生涯教育・継続教育や、社会福祉・ソーシャルワークに関わる実践研究における地域拠点としての役割を果たすことが期待される。それによって、地域圏域における実践力を有する福祉人材に対する生涯教育の需要を喚起するとともに、実践研究を福祉系大学院が地域拠点となって実施することにより地域貢献を行う。

○職能団体へのかかわり(協力等):

- ・職能団体が担う専門職としての生涯教育・継続教育に対して、福祉系大学院は、教育コンテンツの情報提供、講師の派遣等に協力することが考慮できる。また職能団体が実施する調査等への助言を行ったり、協働で実施する。また認定社会福祉士、認定上級社会福祉士の養成について認証研修の実施、スーパービジョンの提供等に関与できる。

○福祉サービス提供団体へのかかわり(協力等):

- ・社会福祉法人など福祉サービス提供団体が、職員に対して行う研修等人材育成の取組みに関して、教育コンテンツの情報提供、講師の派遣等の依頼に協力する。また第三者委員等として、サービス利用者の権利擁護に寄与することが可能である。

○行政へのかかわり(協力等):

- ・行政の要請に応じて、各種委員会・審議会等に学識経験者として参加する。また福祉計画策定等に向けた調査の設計、実施等に協力し、自治体の福祉計画策定にかかわることを考慮する。調査等への協力については、大学院生も参加できるような仕組みを構築し、大学院教育の機会とすることを考慮する。

○大学院の主体的な取り組み～(1)地域貢献の拠点化:

- ・福祉系大学院の主体的な主要な機能の一つとして地域貢献があげられる。上述したような各種団体、行政への学術的貢献はもちろんのこと、社会資源としての大学の役割を積

極的に果たすことが望ましい。専門職連携、官民連携の仲介や仕組みづくりを企画し、そのネットワークが機能するように関与する。これらの取り組みを通じて、地域福祉推進に寄与する新たなプログラムを開発し、実施、評価することなどが可能となる。

- ・また国際的事業を企図することも大学院の役割として想定できる。国境を越えて活動する福祉団体との連携や、人材の流動化を志向する東アジアの専門職教育の情報共有などがあげられる。

○大学院の主体的な取り組み～(2)実践的研究の拠点化：

- ・福祉系大学院は、学際的な研究拠点としての社会的期待に応えなければならない。
- ・まず、介護や看護、保健、医療などヒューマンサービス領域はもちろんのこと、こんにち教育や司法との連携も求められている。さらに就労や新たな社会資源を開発するための経営学的視座、マクロな社会政策、経済的影響、街づくりなどの建築、デザイン等をも考慮すると、多様な学問領域と積極的に交流し、新たな価値創造に向けた期待に応えることも必要である。
- ・福祉系大学院は、実践現場と協働して行う実践研究の拠点になることが重要な任務となる。たとえば、EBP やプログラム開発と評価において、福祉系大学院が実践現場を支援する技術支援センターとしての役割を果たすことも重要である。
- ・行政機関との関係では、前述のとおり行政が行う福祉計画策定等に向けた調査の設計、実施等に協力し、必要に応じて学問的・科学的観点から提案を行って、自治体の福祉計画策定に積極的に関わる。また行政圏域内の福祉課題に対して、行政と協働で研究的な取り組みを進め、福祉問題のニーズ分析、問題の構造的分析、それらを踏まえた有効な福祉支援方法の開発、有効性の検証などを進め(Ⅲ章-2)、その行政圏域の状況に応じた問題解決のモデル開発とその検証を進めることが考慮できる。

○大学院の主体的な取り組み～(3)福祉人材のキャリア形成拠点化：

- ・福祉系大学院は福祉人材の生涯キャリア形成拠点として、福祉人材に対するリカレント教育の地域拠点としての役割を果たす必要がある(学術会議 2014 : 18)。
- ・そのために、上述のとおり職能団体や福祉サービス提供団体が行う生涯教育・継続教育に対して、教育コンテンツの情報提供、講師の派遣等に協力する役割を担う。
- ・同時に、社会福祉士・精神保健福祉士養成の実習教育において多大な協力を得る実習指導者のネットワークを構築して、福祉系大学院がこれら人材のキャリア形成拠点に発展することも求められている。
- ・同一近隣地域の大学院が連携して、福祉人材の生涯キャリア形成教育を提供する体制、福祉人材のキャリア形成拠点を構築することも必要になるであろう。
- ・認定社会福祉士、認定上級社会福祉士の養成については、福祉系大学院独自に行うほか、地域圏域の職能団体や福祉サービス提供団体が行う認証研修やスーパービジョンと連携して資格取得に必要な科目の整備・調整を行う。また必要に応じて、圏域内で職能団体、福祉サービス提供団体が提供する認証研修の状況を把握した上で、認定社会福祉士の資格取得を希望する大学院学生の履修指導を行う。

Ⅶ章. おわりに

- 本ガイドラインは、全国の福祉人材にとって魅力ある、実践力と実践研究力を育む大学院教育を「福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての社会福祉系大学院の役割」の観点から提供し、社会からの期待に応え得る力量ある人材育成を行う福祉系大学院の教育カリキュラムのあり方、教育システムのあり方に関する指針を提示した。
- こんにちソーシャルワーク人材に求められる資質・能力は、相談・援助、連絡調整などに限定せず、地域社会に対する分析力やニーズに対して必要な社会資源を創造・開発したり、地域社会を変えることを可能にするマクロ実践ソーシャルワークの力量、実践研究力が強く求められている。
それを可能にする教育内容として、ミクロレベルのソーシャルワーク実践をマクロ領域のソーシャルワーク実践に反映させ、福祉制度・施策、政策へと架橋する教育内容が特に重要であり、その教育内容・教育方法についていくつかの具体的な指針を提示した。
- 本ガイドラインでは、主に生涯キャリア形成教育・継続教育の中で育成される力量ある福祉人材に焦点を当てて、その大学院教育のあり方に関する指針をまとめた。福祉系大学院で育成すべき福祉人材の多様なキャリアパス、生涯キャリア形成に配慮した教育プログラム全体、特に社会福祉研究者育成のあり方は、今後十分に検討しまとめて行くことが望まれる。
- 学内外のFD（含・全国社会福祉教育セミナー）で共有化する内容は、今後精査する必要がある。また近い将来に文書化して、福祉系大学院教育に携わる教員に活用できるものとするのが期待される。
- 日本社会福祉教育学校連盟大学院委員会の活動は、2017年4月以降、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）の大学院教育・生涯教育に関わる部門に引き継がれることになる。本ガイドラインは、ソ教連の活動においてさらなる深化・展開・実質化がされることを期待したい。

参考文献

- IASSW & IFSW (2014). Global Definition of Social Work. (approved by the IASSW General Assembly and the IFSW General Meeting and in July 2014).
- 厚生労働省(2015). 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン. 厚生労働省
- 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会(2014). 社会福祉系大学院発展のための提案：高度専門職業人養成と研究者養成課程の並立をめざして. 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会報告.
- 日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会（2006）. 社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン：その1.
- 文部科学省中央教育審議会大学院分科会(2015). 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成.
- Netting FE (2010). Macro social work practice. Encyclopedia of social work 20th ed. Oxford Univ Press.
- 大島巖、古屋龍太(2016). 力量ある精神保健福祉士養成のための大学院教育の内容と方法、評価と課題. 日本精神保健福祉士養成校協会編. 精神保健福祉士養成教育論. 中央法規出版. pp149-158

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 大学院委員会委員

大嶋 巖 日本社会事業大学、委員長・学校連盟副会長
宮城 孝 法政大学、副委員長
阿部裕二 東北福祉大学、委員
木原活信 同志社大学、委員
黒木保博 同志社大学、委員・学校連盟副会長
志村健一 東洋大学、委員
遠山宜哉 岩手県立大学、委員
野口定久 日本福祉大学、委員・学校連盟顧問
贄川信幸 日本社会事業大学、委員・事務局担当、学校連盟事務局次長
松溪憲雄 龍谷大学、委員

委員会事務局

船水浩行 東海大学、学校連盟事務局長
有村大士 日本社会事業大学、学校連盟事務局次長